

平成31年度特別支援教育就学奨励費のあらまし

7 領収証書等の確認について

支給する各経費のうち、各家庭で購入された経費については、領収証書（レシート）等金額及び購入内容を確認できる書類が必要ですので、各学校担当者まで提出してください。

また、領収証書やレシート等の提出がない場合は支給できないことがありますので、学校担当者へ提出するまで大切に保管しておいてください。

なお、学校徴収金により学校で一括購入したものなどの証明については、各学校で行います。

8 公共交通機関等による通学費の確認について

支給する通学費については、事前に学校へ届けられた経路を基に算出しますが、大阪府では、4月から6月までの3ヵ月分、7月の1ヵ月分、9月から翌年2月までの6ヵ月分、3月の1ヵ月分の定期券で購入し、8月の登校日等は切符又は回数券を利用することを基本として支給します。ただし、公共交通機関等の料金設定などにより、より安価な購入方法がある場合はその金額が支給金額となります。

また、通学される幼児・児童・生徒の障がいの状況や考慮すべき事情により、これ以外の購入形態となる場合については、事前に各学校担当者にご相談ください。なお、休業期間中のクラブ活動や資格取得に向けた講座など任意の活動への参加にかかる交通費は、就学奨励費の対象とはなりませんので、ご注意ください。

9 確認書類の必要なものについて(例示)

経費の種類	必要書類	経費の対象となるもの
・通学費 ・帰省費（寄宿生のみ） ・交流学习交通費 ・職場実習交通費	・経路の届出 ・定期券コピー など	・鉄道、バス、船舶、航空機等の乗車料金（タクシー不可） ・自家用車（学校長が必要と認める場合に限る。） など ※ 最も経済的な通常の経路及び方法により届け出た経路分 ※ 自家用車のガソリン代は領収書不要、距離単価により算出
・学用品・通学用品 購入費	・領収証書 （レシート） など	就学のために通常要する学用品 （自主学習分除く。） ・ノート、筆記具 ・副読本、練習帳、辞典類、体育用ズック靴、上履き等 ・実験・実習用の材料、作業衣等 ・教育的保育用品 ・上記に関するパソコンソフト等 IT 関連の学用品 など [医療目的の用品は対象外です] 学用品として使用する ICT 機器 ・PC、タブレット端末、アプリケーション など ※ 学校長が教育課程上必要と認め学校の授業で使用する場合のみ 通学のために通常要する通学用品 ・通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等 [車いす・装具等の福祉用品は対象外です]
・新入学児童生徒 学用品・通学用品 購入費	・領収証書 （レシート） など	・新入学にあたって通常必要となる学用品（上記参照） ・通学用品（ランドセル、靴、通学用服（制服・標準服）、靴、雨靴、雨傘、帽子等） など
・寝具購入費 （寄宿生のみ）	・領収証書 （レシート） など	寄宿舎居住に伴う、布団、毛布、枕（カバー類含む）など ※ 新たに寄宿舎に入舎するために購入する場合、又は3年以上使用したもので、使用に耐えないものと校長が認めた場合のみ
・日用品等購入費 （寄宿生のみ）	・領収証書 （レシート） など	寄宿舎居住に伴う ・洗面用雑品（タオル、歯ブラシ、石鹸等） ・衣類補修用品（糸、針、補修用布等） ・保健衛生品（ちり紙、長期滞在中の理髪代、洗濯用品等） ・下着、生活必需品 ・厚生修養費（新聞・雑誌等） ・保護者が負担することとなる入浴料 ・通信用品（封筒、便箋等） など

※ 上記のとおり家庭生活ではなく、学校の教育活動に必要なものが支給対象となります。なお、これらに類似するものは支給対象となりますが、就学に必要なものすべてが支給対象になるわけではありませんので、ご注意ください。

※ 寄宿舎居住に伴う経費については、寄宿舎と自宅の二重生活となることにより寄宿舎に滞在することで必要となる部分のみが対象となります。

※ 医療的ケアが必要なために通学バスに乗車できない児童生徒の通学でのタクシー利用については、事前に必ず学校へご相談の上、承認を得てください。

1 支給の目的

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づいて、支援学校に就学している幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的な負担を軽減し、就学を奨励するため、その負担能力の程度に応じて就学に必要な諸経費が支給されることになっています。

2 支給する各経費一覧

学 部 経 費	支 援 学 校															備 考	
	幼 稚 部			小 学 部			中 学 部			高 等 部							
	I	II	III	I	II	III	I	II	III	本 科			専 攻 科				
教科用図書購入費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	
学 校 給 食 費	○	△	-	○	△	-	○	△	-	○	△	-	○	△	-		
交 通 費	通 本 人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	-	
	付 添 人	○	○	○	1~3年 ○	1~3年 ○	1~3年 ○	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-	注(1)
	婦 本 人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	-	年間39往復
	費 付 添 人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-	注(2)
費	職 場 実 習 費 (交 通 費)	-	-	-	-	-	-	○	○	△	○	○	△	○	△	-	
	交 流 及 び 共 同 学 習 費	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	△	-	-	-	
	に 伴 っ た 寄 宿 舎 居 住 経 費	寝 具 購 入 費	○	△	-	○	△	-	○	△	-	○	△	-	-	-	限度額まで
日 用 品 等 購 入 費	○	△	-	○	△	-	○	△	-	○	△	-	○	△	-	限度額まで	
食 費	○	△	-	○	△	-	○	△	-	○	△	-	○	△	-	限度額まで	
修 学 旅 行 費	本 人	-	-	-	○	△	-	○	△	-	○	△	-	-	-	-	限度額まで
	付 添 人	-	-	-	(肢重) ○	(肢重) △	-	(肢重) ○	(肢重) △	-	(肢重) ○	(肢重) △	-	-	-	-	限度額まで 注(3)
	本 人	○	△	-	○	△	-	○	△	-	○	△	-	-	-	-	限度額まで
	付 添 人	○	△	-	1~3年 ○	1~3年 △	-	(肢重) ○	(肢重) △	-	(肢重) ○	(肢重) △	-	-	-	-	限度額まで 注(4)
職 場 実 習 宿 泊 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	△	-	○	△	-	限度額まで	
学 用 品 購 入 費	学 用 品 通 学 用 品 購 入 費	○	△	-	○	△	-	○	△	-	○	△	-	-	-	-	限度額まで
	拡 大 教 材 費	-	-	-	○	△	-	○	△	-	-	-	-	-	-	-	限度額まで
	音 声 教 材 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	△	-	-	-	-	限度額まで
	ICT 機 器 購 入 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	限度額まで
	新 入 学 児 童 生 徒 学 用 品 通 学 用 品 購 入 費	-	-	-	○	△	-	○	△	-	○	△	-	-	-	-	限度額まで

I第1段
II第2段
III第3段
を 表 す
○全 額
△1/2の額

注(1) 通学費（付添人）の支給対象は、小3までの幼児・児童、肢体不自由又は重度・重複障がいのある小4～高等部までの児童・生徒の付添人に限る。

(2) 帰省費（付添人）の支給対象は、中学部までの幼児・児童・生徒、肢体不自由又は重度・重複障がいのある高等部の生徒の付添人に限る。

(3) 修学旅行費（付添人）の支給対象は、肢体不自由又は重度・重複障がいのある小・中・高等部（本科）の児童・生徒の付添人に限る。

(4) 校外活動等参加費（付添人）の支給対象は、小3までの幼児・児童、肢体不自由又は重度・重複障がいのある小4～高等部（本科）までの児童・生徒の付添人に限る。

3 経費の支給基準

保護者等から提出される「児童生徒基本報告書」及び「課税証明書」（「マイナンバー関係書類」でも可）又は「辞退届」等に基づいて支弁段階が決定されます。なお、段階決定に必要な書類の提出がない場合は、経費の支給を受けられないこととなりますので、「児童生徒基本報告書」及び「課税証明書」などの書類は、学校が指定する期日までに、学校へ提出してください。

なお、支給額の割合は、次の支弁段階の区分に応じて、「2 支給する各経費一覧」のとおりとなります。

支 弁 段 階
(1) 「第1段階」とは、 幼児・児童・生徒の属する世帯の1ヵ月の収入額が、 需要額の1.5倍未満の場合をいいます。 $\frac{\text{収入月額}}{\text{需要額}} < 1.5$
(2) 「第2段階」とは、 幼児・児童・生徒の属する世帯の1ヵ月の収入額が、 需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合をいいます。 $1.5 \leq \frac{\text{収入月額}}{\text{需要額}} < 2.5$
(3) 「第3段階」とは、 幼児・児童・生徒の属する世帯の1ヵ月の収入額が、 需要額の2.5倍以上の場合をいいます。 $2.5 \leq \frac{\text{収入月額}}{\text{需要額}}$

〔注〕 「児童生徒基本報告書」の内容は、平成30年12月31日現在において生計を一にしているご家族全員について記入してください。（遠隔地、老人扶養等を含みます。）

〔注〕 マイナンバーを使用して支弁段階の決定を受ける方は、「マイナンバー関係書類」（マイナンバーカードもしくは通知カードの写し、申請書等）を学校へ提出してください。

〔注〕 需要額とは、1ヵ月の生計費をいいます。この生計費は、提出された「児童生徒基本報告書」を基に厚生労働省の生活保護基準（平成24年12月末日時点）に照らし、教育委員会で算定します。

〔注〕 生活保護を受給されている方は、「課税証明書」の代わりに「生活保護受給証明書」（「マイナンバー関係書類」でも可）を提出してください。

4 生活保護受給世帯

生活保護を受給されている方は支弁段階区分「第1段階」として取り扱っていますが、就学奨励費から新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は支弁できませんので、必ず各学校担当者までご連絡ください。

また、学用品・通学用品費、給食費等を生活保護から支給されている方は、就学奨励費受給額を『所得』として取り扱われ、生活保護支給額で調整されることとなりますので、後日、生活保護担当部署に申告するようにしてください。申告されない場合は、次ページ記載の限度額等で生活保護費が調整される可能性がありますので、ご注意ください。

5 経費が支給される時期

次のように支給される予定です。

第1期・・・7月末～8月上旬	第4期・・・12月下旬～1月上旬
第2期・・・9月末～10月上旬	第5期・・・2月末～3月上旬
第3期・・・11月末～12月上旬	第6期・・・4月上旬～中旬

ただし、教科用図書購入費については、6月末～7月上旬（前期）と10月末～11月上旬（後期）に、上記支給経費とは分けて支給する予定です。

6 支給される金額(予定)

***金額は「第1段階」の限度額です。**

***限度額は予定であり、今後変更される場合もあります。〔注1〕**

● 教科用図書購入費・・・	● 本人・・・	● 学校で使用する教科書の実費	
● 学校給食費・・・	● 付添人・・・	● 学校で実施する給食の実費	
● 交通費・・・	● 本人・・・	● 通学(付添を含む)、帰省費(付添を含む)、職場実習及び交流学习に要する交通費の実費	
● 修学旅行費	● 本人・・・	● 小学部	21,360円以内の実費
		● 中学部	57,140円以内の実費
		● 高等部(本科)	106,730円以内の実費
	● 付添人・・・	● 小学部	33,390円以内の実費
		● 中学部	82,020円以内の実費
		● 高等部(本科)	154,200円以内の実費
● 校外活動等参加費	● 本人・・・	● 幼稚部	1,580円以内の実費
		● 小学部	18,390円以内の実費
		● 中学部	24,410円以内の実費
		● 高等部(本科)	24,570円以内の実費
	● 付添人・・・	● 幼稚部	2,370円以内の実費
		● 小学部	27,590円以内の実費
		● 中学部	36,610円以内の実費
		● 高等部(本科)	36,850円以内の実費
● 職場実習宿泊費・・・	● 高等部		7,440円以内の実費
● 学用品・通学用品購入費・・・	● 幼稚部		8,590円以内の実費
	● 小学部		11,520円以内の実費
	● 中学部		22,510円以内の実費
	● 高等部(本科)		31,950円以内の実費
● 音声教材費・・・	● 高等部		1科目あたり18,980円を限度【注2】
● 拡大教材費・・・	● 小学部		1冊あたり10,500円を限度【注3】
	● 中学部		1冊あたり10,500円を限度【注3】
● ICT機器購入費・・・	● 高等部(本科)		50,420円以内の実費【注4】
● 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費【注5】・・・	● 小学部		50,600円以内の実費
	● 中学部		57,400円以内の実費
	● 高等部(本科)		57,400円以内の実費
● 寄宿舎居住費	● 寝具購入費・・・		5,450円以内の実費
● (寄宿生のみ)	● 日用品等購入費・・・		140,140円以内の実費
	● 食費・・・	● 幼稚部	156,210円以内の実費
		● 小学部	148,850円以内の実費
		● 中学部	148,850円以内の実費
		● 高等部	139,750円以内の実費

〔注1〕 年度途中で限度額が変更された時は、支給額を調整する場合があります。

〔注2〕 音声教材付き教科書については、視覚支援学校の本科保健医療科及び専攻科医療科等の生徒を対象とし、学校長が必要と認めた音声教材付き教科書の額。

〔注3〕 拡大教材費については、弱視の児童・生徒を対象とし、学校長が必要と認め学校の授業において使用する拡大教材費の額。（1頁あたり単価42円を限度）

〔注4〕 ICT機器購入費については、高等部(本科)のみが対象で、学校長が教育課程上必要と認め、学校の授業において使用するICT機器の額。

〔注5〕 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の不足額を、学用品・通学用品購入費から支給することは可能。